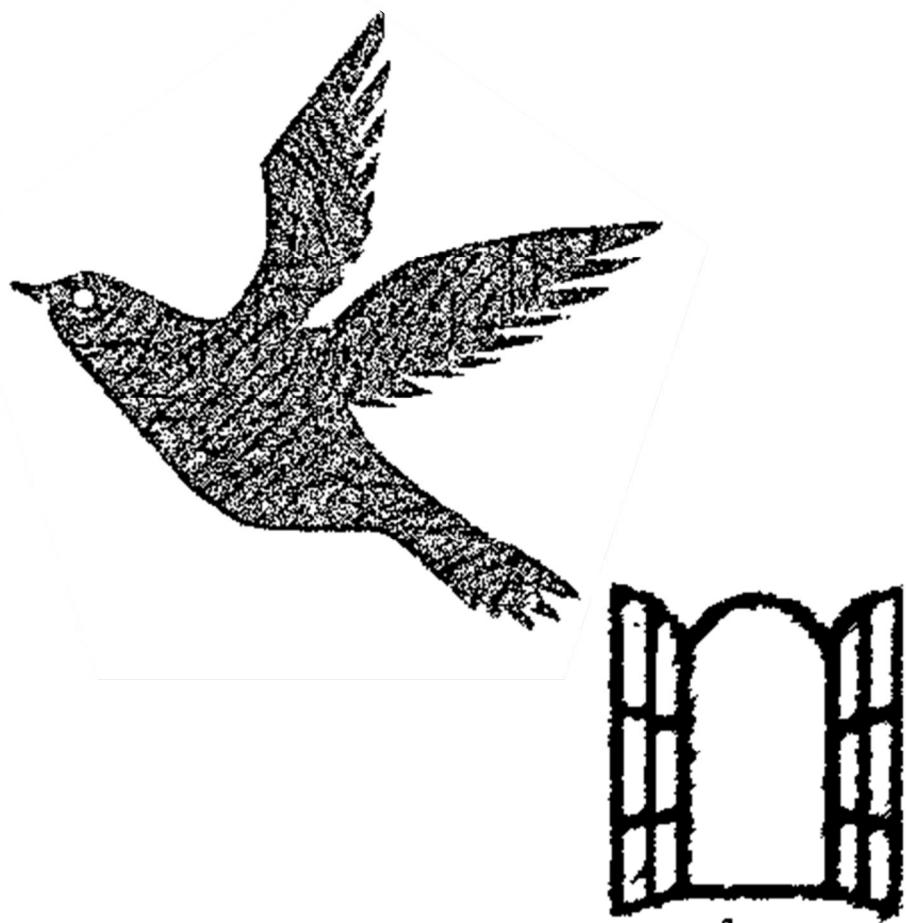


高等学校等における 主権者教育の推進に向けて

主権者教育を「積極的に」「効果的に」「公正に」推進するために



平成27年12月
山口県教育委員会

は　じ　め　に

主権者教育を「積極的に」「効果的に」「公正に」推進するために

平成27年（2015年）6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられました。

今回の法改正によって、今後は、高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程（以下、「高等学校等」という。）に、選挙権を有する生徒が在籍することとなり、これまで以上に主権者教育の充実が求められています。

このため、国においては、総務省と文部科学省が協力して、主権者教育の副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」を作成し、全ての高等学校等の生徒に配布するとともに、文部科学省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を発出しました。

こうした中、県教育委員会でも、自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく高い資質をもった主権者の育成に向け、学校、家庭、地域が一体となって主権者教育を推進できるよう、教員用の手引き「高等学校等における主権者教育の推進に向けて」を作成することとしました。

この手引きでは、高等学校等において主権者教育を「積極的に」推進できるよう、政治や選挙に関する知識・概念の習得にとどまらず、社会参加意識の醸成や政治的リテラシーの育成など、18歳選挙権に対応した、本県における主権者教育の今後の方向性を示しています（第1章）。

また、主権者教育を「効果的に」推進するための手法を紹介するとともに、各学校における実践の参考となるよう、年間指導計画や授業実践の例を提示しています（第2章）。

さらに、主権者教育を「公正に」推進するために、「主権者教育を進める上での留意点」（第3章）について解説するとともに、「高等学校等の生徒による政治的活動等の取扱い」（第4章）や、各学校において実際に指導を行う際に生じやすい疑問点に関するQ&Aを掲載しています。

各学校においては、この手引きを参考にして、高等学校等の生徒が主権者としての資質や能力を身に付けることができるよう、創意工夫をしながら主権者教育の一層の推進をお願いします。

目 次

はじめに

第1章 18歳選挙権に対応した主権者教育の推進

～主権者教育を「積極的に」推進するために～

- 1 主権者教育の現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1
- 2 本県における主権者教育の今後の方向性 ······ ······ ······ ······ ······ 6

第2章 主権者教育の効果的な手法、授業実践例

～主権者教育を「効果的に」推進するために～

- 1 主権者教育の効果的な手法 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 10
- 2 授業実践例 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 18

第3章 主権者教育を進める上での留意点

～主権者教育を「公正に」推進するために～

- 1 主権者教育に関する指導上の留意点等 ······ ······ ······ ······ ······ 29
- 2 指導上の政治的中立性の確保に関する留意点 ······ ······ ······ ······ 33

第4章 高等学校等の生徒による政治的活動等の取扱い ······ ······ ······ 38

Q & A

- 主権者教育の進め方に関するQ & A ······ ······ ······ ······ ······ 41
- 生徒による政治的活動等の取扱いに関するQ & A ······ ······ ······ 46

用語解説 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 50

参考資料

- 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（文部科学省 平成27年10月） ······ ······ ······ 52
- 「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」
（文部科学省 平成27年3月） ······ ······ ······ ······ ······ 57

第1章 18歳選挙権に対応した主権者教育の推進

～主権者教育を「積極的に」推進するために～

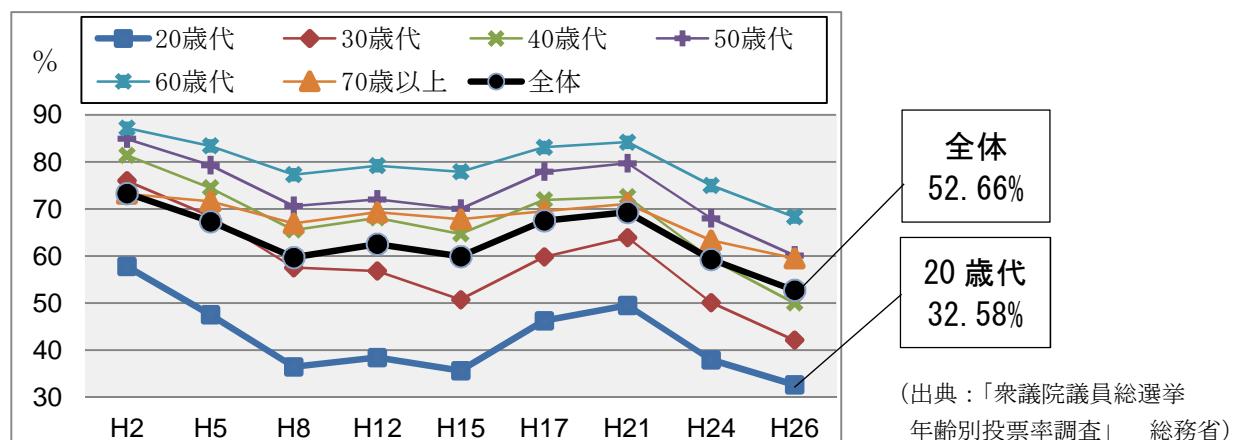
1

主権者教育の現状と課題

【若者の投票率の低下】

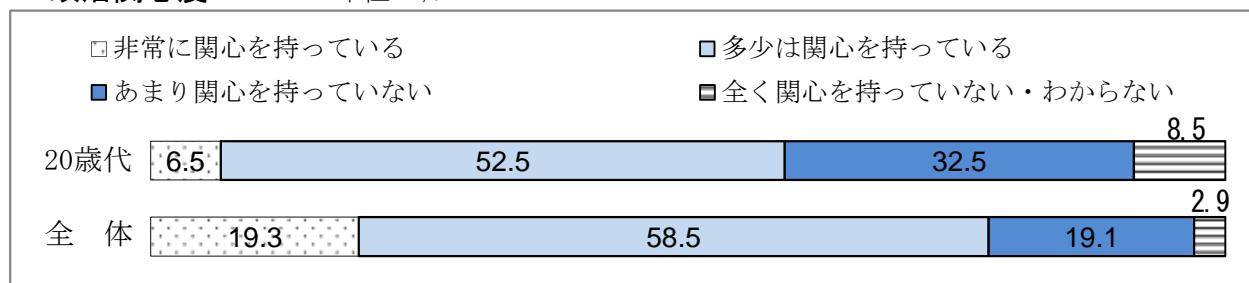
若者の政治離れが問題視される中、近年の衆議院議員総選挙における20歳代の投票率は、全体の投票率に比べ約20ポイント低くなっています。若い有権者の投票率が低いのは、他の世代に比べて、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚^{※1}が低いからであると考えられます。

『衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移』



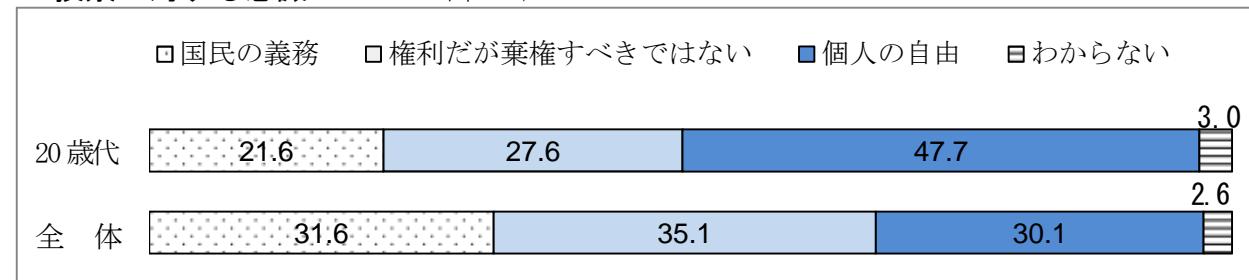
『政治関心度』

単位：%



『投票に対する意識』

単位：%



（出典：「第47回衆議院議員総選挙全国意識調査」 公益財団法人明るい選挙推進協会）

【若者の政治意識】

日本、米国、中国、韓国の高校生を対象とした意識調査によると、「青少年が社会問題や政治問題に参加することについて、あなたはどう思いますか」という質問に対して、「参加すべきだ」「参加したほうがいい」と答えた高校生の割合は、日本が4か国中最も低く、「社会のことはとても複雑で、私が関与したくない」「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」という質問に対して、「全くそう思う」「まあそう思う」と答えた高校生の割合は最も高くなっています。

こうしたことの背景には、少子高齢化の進行等に伴う、人間関係の希薄化、地域のコミュニティ機能の低下、家族構成員の減少などにより、若者の人や社会と関わる機会が減少し、社会の一員としての意識が薄れていることがあると考えられます。

《高校生の意識（4か国比較）》

「青少年が社会問題や政治問題に参加することについて、あなたはどう思いますか」 (%)

	日本	米国	中国	韓国
参加すべきだ	15.0	13.5	32.1	15.6
参加したほうがいい	57.2	63.4	51.4	65.9
参加する必要がない	11.0	12.2	6.7	4.8
参加しても無駄なことだ	15.2	7.6	7.1	13.1
無回答	1.6	3.3	2.7	0.6

「社会のことはとても複雑で、私が関与したくない」 (%)

	日本	米国	中国	韓国
全くそう思う	8.5	8.4	6.5	6.1
まあそう思う	40.2	25.1	19.5	31.8
あまりそう思わない	41.9	37.8	44.9	49.3
全くそう思わない	7.8	25.2	28.5	12.0
無回答	1.6	3.5	0.6	0.8

「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」 (%)

	日本	米国	中国	韓国
全くそう思う	40.1	14.6	19.1	13.4
まあそう思う	40.6	28.3	24.7	41.8
あまりそう思わない	11.9	26.6	34.1	33.6
全くそう思わない	5.5	26.3	21.5	10.3
無回答	1.9	4.2	0.6	0.9

(出典：「中学生・高校生の生活と意識」(財)日本青少年研究所)

【学校における主権者教育の現状と課題】

学校における主権者教育は、小学校、中学校、高等学校等の社会科系の教科・科目を中心に行われていますが、一般的に政治や選挙の仕組みなど知識・概念中心の学習となることが多く、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心をもたせたり、判断力を育成したりするような教育は十分に行われていないと言われています。

その要因としては、従来の学校教育においては、教育基本法第14条第1項が「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と重要性をうたっている一方で、同条第2項では「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と政治的中立性を要請していることなどから、学校の政治教育には過度の抑制が働き、政治的テーマ等を取り扱うこと自体が避けられてきたことが指摘されています。

また、小・中・高等学校等とも、政治・選挙に関する教育の時間は限られており、政治や選挙の仕組みは教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身に付けさせたりするのに是、十分なものになっていない傾向もあります。

こうした中、平成27年（2015年）6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布されました。改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられ、公布の日から1年を経過した日〔平成28年（2016年）6月19日〕後に行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することとされました（地方議会選挙や首長選挙等も同様）。

今回の法改正によって、高等学校等には、満18歳未満の選挙権を有さない者とともに、満18歳を迎える選挙権を有する者が在籍する状況となることを十分認識し、高等学校等の全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む教育を行うことが、学校として求められています。

<参考> 学習指導要領における政治や選挙に関する主な記述

○小学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）

社会

〔第 6 学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようとする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

○中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）

社会

〔公民的分野〕

2 内容

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解せるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

○高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）

公 民

第 1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

第 3 政治・経済

2 内容

(1) 現代の政治

ア 民主政治の基本原理と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

【18歳選挙権に対応した主権者教育の方向性】

主権者教育とは、「主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育」、より具体的には、「子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した教育」と解されます。

すなわち、18歳選挙権の実施に対応して、今、求められている主権者教育とは、単に投票行動を促し、投票率を向上させるための教育ではなく、高い資質をもった有権者、つまり、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく主権者を育てるための教育です。

これまで学校教育においては、小・中・高等学校等の社会科系の教科・科目を中心に、日本国憲法の理解や政治制度・選挙の仕組み、現代の諸課題に対する理解など、政治や選挙に関する基礎的な知識・概念を習得させる教育を実施しており、若者の投票行動を促す様々な取組は、選挙管理委員会や選挙啓発のための各種団体によって行われてきました。

今後、推進していく主権者教育では、これまで行ってきた政治や選挙に関する基礎的な知識・概念を習得させる教育や、実際の投票行動を促す取組は継続しつつ、新たな視点も加えて、高い資質をもった有権者を育成することが重要になってきます。

【主権者教育の新たな視点】

高い資質をもった主権者を育成する際のキーワードとして、総務省の「常時啓発事業^{※2}のあり方等研究会」最終報告書（平成23年12月）では、「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断力と批判力）」の2つをあげています。

「社会参加」は、若者の社会の一員としての自覚を高め、積極的に社会に関わっていこうとする意欲や態度を育むためのキーワードです。単に知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで、社会の一員としての自覚は高まり、結果として、主権者としての資質・能力を向上させることができます。

しかし、前述したように、近年の社会情勢の変化により、若者の人や社会と関わる機会が減少し、社会の一員としての意識が薄れている現状があることから、学校教育の中で、例えば、ボランティアやインターンシップなどの体験活動を通して、「社会参加」の機会を設ける必要があります。

欧米においては、コミュニティ機能の低下、政治的無関心の増加、投票率の低下、若者の問題行動の増加等、我が国と同様の問題を背景に、1990年代からシティズンシップ教育が注目されるようになっています。

それは、社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、権利の享受や責任・義務の履行とともに、集団への所属意識や、公的な事柄への関心を高めるなど、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育です。

主権者教育の中で、「社会参加」を促す際には、こうしたシティズンシップ教育の視点を参考にして、子どもたちに、自身と政治や社会との関わりを考えさせながら、自己の在り方生き方を見つめさせることが重要です。

一方、「政治的リテラシー」、つまり、政治的・社会的に対立する問題について判断し、意思決定していく力は、「社会参加」だけで育成できるものではなく、常日頃から、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する学習活動が必要になってきます。

総務省と文部科学省が作成した主権者教育の副教材「私たちが拓く日本の未来」の教員用指導資料の中では、生徒に「政治的リテラシー」を身に付けさせる方法の例として、

- ・ 正解が一つに定まらない問い合わせに取り組む学び
- ・ 学習したことを活用して解決策を考える学び
- ・ 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

をあげており、こうした学びを通じて、

- ・ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ・ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ・ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を身に付けさせることが重要だと述べています。

【本県における今後の主権者教育の4つの視点】

1 18歳選挙権に対応して、自ら考え方判断し、行動する高い資質をもった有権者を育成していくためには、これまで行ってきた「政治や選挙に関する基礎的な知識・概念の学習」と、「実際の投票行動を促す取組」をつなぐ新たな視点として、「社会参加を促す取組」と「政治的リテラシーの育成」が重要であると考えられます。

このため、本県においては、高等学校等における主権者教育を次の4つの視点から進めていくこととします。

① 知識・概念を習得する…政治や選挙に関する基礎的な知識・概念の学習

主権者教育の基盤となるのは、日本国憲法、現代の諸課題、政治制度や選挙の仕組みなど、政治や選挙に関する基礎的な知識・概念の学習であり、高等学校等の社会科系の教科・科目を中心に、生徒にしっかりと身に付けさせる必要があります。

② 地域社会に参加する…社会参加を促す取組

ボランティアやインターンシップ、地域と連携した教育活動、地域の課題解決に向けた取組などを通して、生徒の地域社会への参加を促すことにより、社会の一員としての自覚を高めるとともに、生徒自身と政治や社会との関わりを考えさせながら、自己の在り方生き方を見つめさせることが重要です。

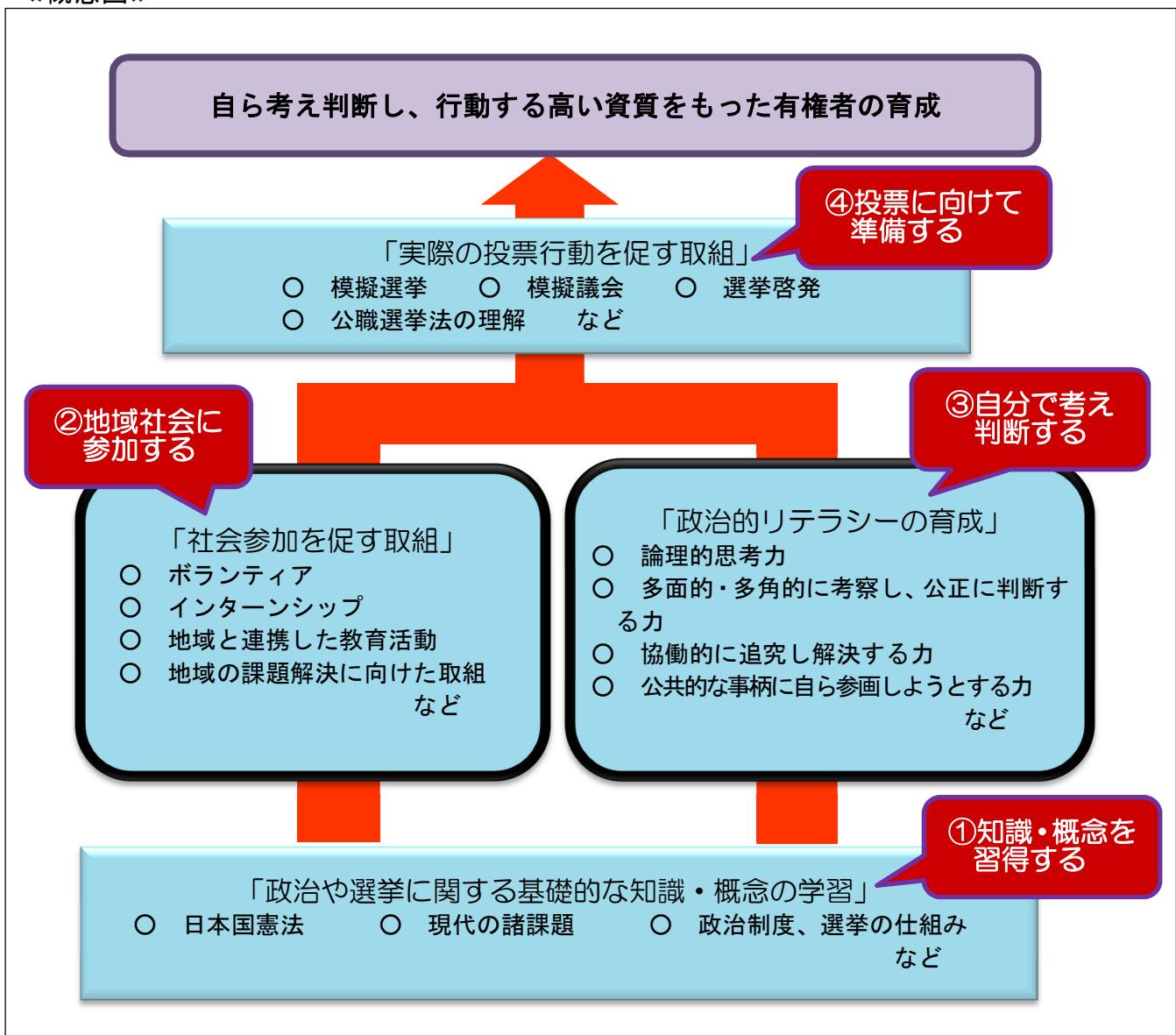
③ 自分で考え判断する…政治的リテラシーの育成

論理的思考力、多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする力などを、学校の教育活動の様々な場面で育成し、政治的・社会的に対立する問題について、自分で考え判断する力を身に付けさせることが重要です。

④ 投票に向けて準備する…実際の投票行動を促す取組

模擬選挙や模擬議会、選挙啓発の取組や公職選挙法の学習などを通して、選挙や政治の具体的な仕組みや留意点について理解させ、有権者となるための準備をさせる必要があります。

《概念図》



第2章 主権者教育の効果的な手法、授業実践例

～主権者教育を「効果的に」推進するために～

1

主権者教育の効果的な手法

前述したように、18歳選挙権に対応した、本県における主権者教育の方向性は、次の4つの視点で教育活動を展開し、高い資質をもった主権者を育成することです。

- ① 知識・概念を習得する … 政治や選挙に関する基礎的な知識・概念の学習
- ② 地域社会に参加する … 社会参加を促す取組
- ③ 自分で考え判断する … 政治的リテラシーの育成
- ④ 投票に向けて準備する … 実際の投票行動を促す取組

主権者教育を行う際には、次のような学習活動を組み合わせるなど、効果的な手法を用いることが大切です。

知識習得型

社会科や公民科などの既存教科における知識伝達重視の学習活動

アクティブ・ラーニング型

グループ活動やディスカッションなど、生徒の主体的・協働的な学びを通して、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動

シミュレーション型

疑似的に町おこしのために地域の物産を企画するなど、総合的な学習の時間の中で活用されるシミュレーション型学習や、模擬選挙、模擬議会などによる学習活動

体験型

ボランティア、インターンシップ、模擬選挙、模擬議会などの体験を通した学習活動

プロジェクト型

ある課題（テーマ）を解決することをプロジェクト（学習の目標）として設定し、知識、スキル、意識を統合的に獲得することを目的とする学習活動

実践・参加型

生徒会や部活動、地域が組織するまちづくりを考える協議会や子ども会などにおいて、現実に存在する課題や状況に関わり合いながら行う学習活動

«主権者教育における学習活動（例）»

教育の主体 斜線 学習活動	学校教育		学校以外で行われる教育
	学校	学校と社会の連携	家庭・地域等
知識習得型	既存の教科・科目 政治参加や選挙の重要性に関する知識・概念の学習		
アクティブ・ラーニング型	生徒の主体的・協働的な学びとなるグループ活動やディスカッションなど		外部団体主催の公開講座、ワークショップなど
シミュレーション型	総合的な学習の時間など	政治・選挙のシミュレーション (模擬選挙、模擬議会、模擬裁判)	
体験型		ボランティア、インターンシップなど	
プロジェクト型	課題解決学習		
実践・参加型	生徒会、部活動、学校行事	生徒による青少年施設の運営	地域行事、まちづくり協議会

また、主権者として求められる資質を身に付けさせるためには、社会科系の教科・科目における学習にとどまらず、外部の人材や学校外の場を通じて、社会の変化に対応する知識やスキル、あるいは、主体的に学ぶ方法を提供することが大切です。

こうしたことを踏まえ、主権者教育を効果的に推進するためには、次の3つの観点に立った取組が重要になると考えられます。

- A 学校の指導方針に基づいた系統的・計画的な主権者教育の推進
- B 学校外部の関係機関、関係者と連携・協働した主権者教育の推進
- C 生徒の主体的な学習活動に基づいた実践的な主権者教育の推進

A 学校の指導方針に基づいた系統的・計画的な主権者教育の推進

主権者教育は、社会科系の教科・科目の授業はもとより、他の教科・科目や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行っていく必要があります。

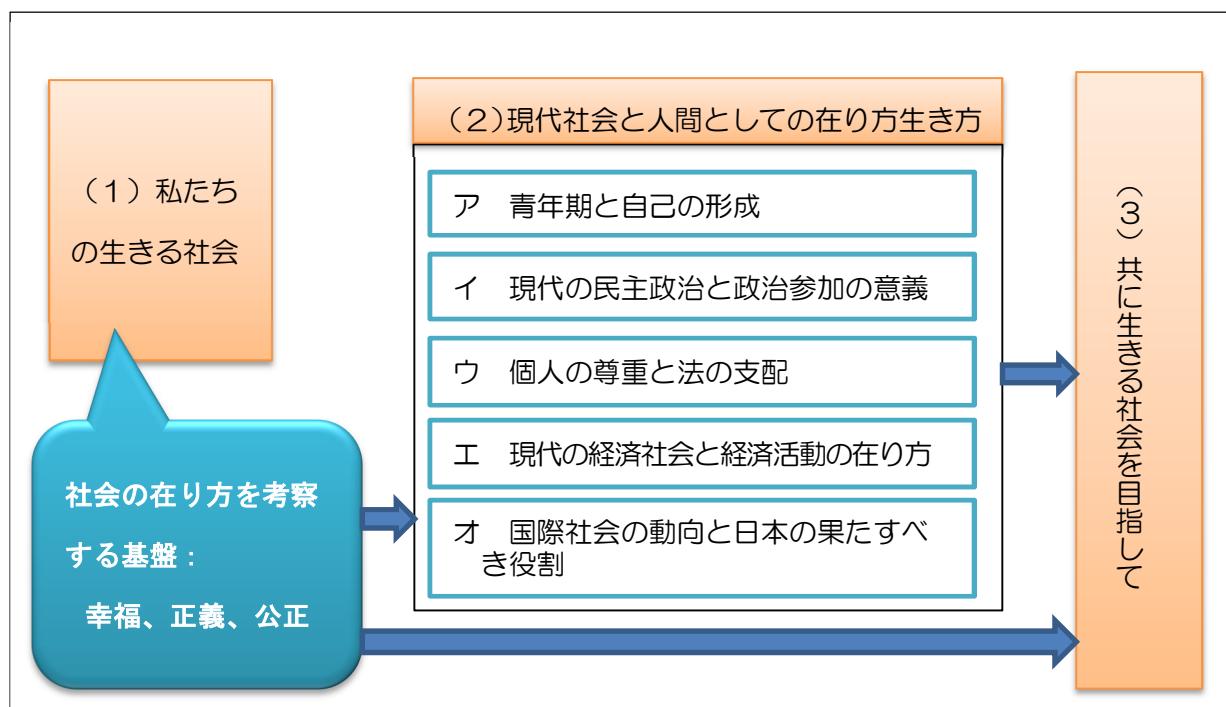
その際には、以下の点に留意して、系統的・計画的な指導計画を立て、実施することが重要です。

- 校長を中心に、学校としての主権者教育の指導のねらいを明確にしておくこと。
- 総合的な学習の時間や特別活動における指導と、社会科系の教科・科目の指導との関連を踏まえること。
- 総務省と文部科学省が作成した主権者教育の副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を検討しておくこと。

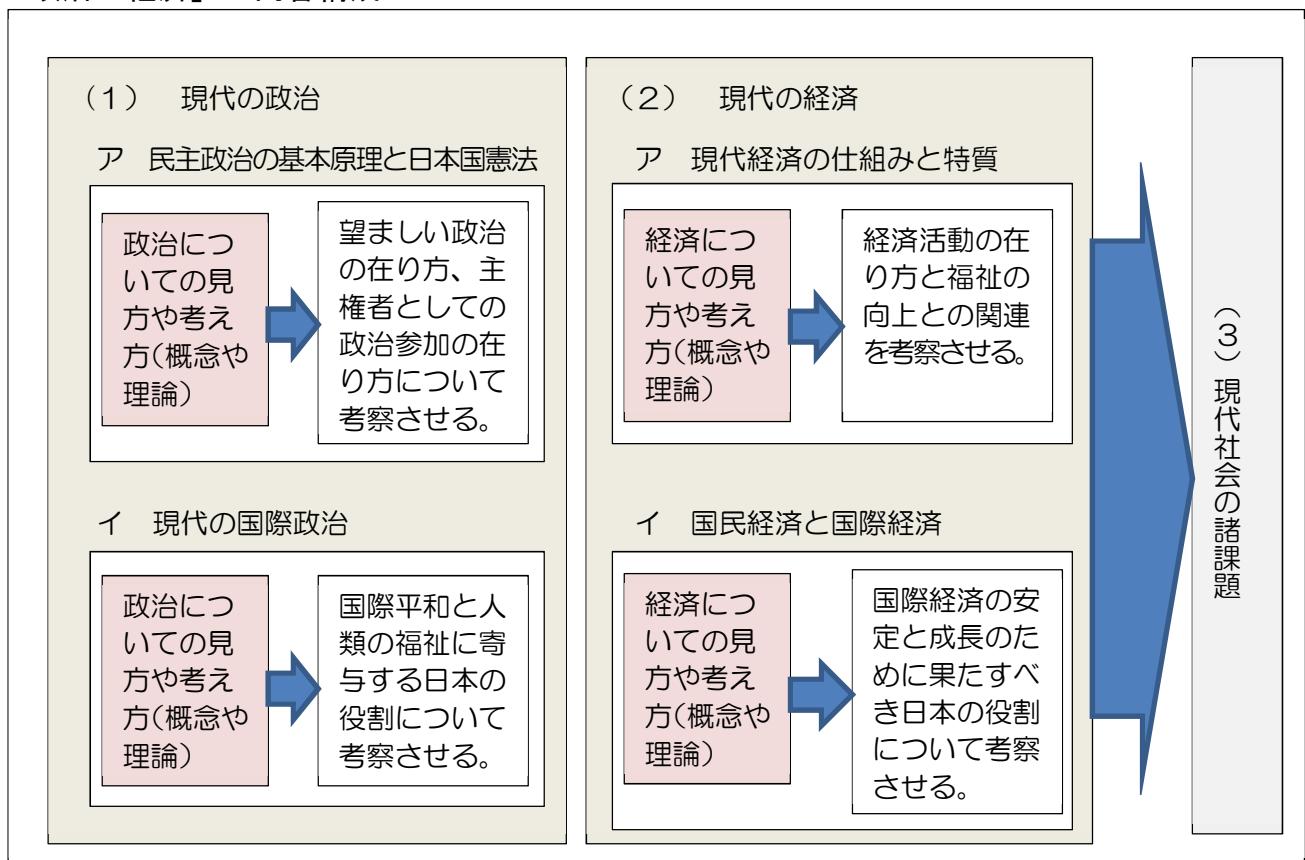
なお、主権者教育の中核となる、公民科の「現代社会」及び「政治・経済」の内容構成を13ページに、主権者教育の「年間指導計画」の例を14ページに掲載していますので、各学校で、指導計画を作成する際の参考にしてください。

<参考> 公民科：「現代社会」、「政治・経済」の内容構成

「現代社会」の内容構成



「政治・経済」の内容構成



(出典：「私たちが拓く日本の未来」活用のための指導資料 総務省、文部科学省)

<参考> 主権者教育の「年間指導計画」(例)

※ 学校において主権者教育の「年間指導計画」を作成する場合には、例えば、次のようなものが考えられます。

1 主権者教育のねらい

- 現実社会の諸問題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身に付ける。
- 他者と連携・協働しながら課題を解決できる力を身に付ける。
- 地域の課題を主体的に解決することができる力を身に付ける。

2 指導計画

	1 年次	2 年次	3 年次
4 月			
5 月	(投)特 生徒総会	(投)特 生徒総会	(投)特 生徒総会
6 月	(知)授 現代社会 「現代の民主政治と政治参加の意義」 → 副教材「政治の仕組み」	(リ)総 ディベート 「自治会・町内会は必要か」	(リ)総 課題探究学習 「現代社会の諸課題と自らの在り方生き方」
7 月	(知)授 現代社会 「現代の民主政治と政治参加の意義」 → 副教材「選挙の実際」		(リ)総 課題探究学習 「現代社会の諸課題と自らの在り方生き方」
8 月	(社)課 ボランティア活動	(社)課 インターンシップ	
9 月		(社)総 「地域の課題解決に向けた取組」 → 副教材「地域課題の見つけ方」	
10 月	(投)特 生徒会長選挙 → 選挙管理委員会と連携	(投)特 生徒会長選挙 → 選挙管理委員会と連携	(投)特 生徒会長選挙 → 選挙管理委員会と連携
11 月			
12 月			
1 月			
2 月	(リ)授 現代社会 「共に生きる社会を目指して」	(投)特 LHR 投票と選挙運動等の注意点 → 副教材「Q & A」	
3 月		(投)特 LHR 選挙管理委員会による講演 「公職選挙法について」	

※ (知) : 政治や選挙に関する基礎的な知識・概念の学習 (社) : 社会参加を促す取組

(リ) : 政治的リテラシーの育成 (投) : 実際の投票行動を促す取組

※ 授 : 授業 特 : 特別活動 総 : 総合的な学習の時間 課 : 課外活動

B 学校外部の関係機関、関係者と連携・協働した主権者教育の推進

主権者教育を進めていく上では、例えば、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会事務局などと連携し、専門的な知見を伝えてもらうことが有効です。また、ボランティアやインターンシップ、地域の課題解決に向けた取組などの社会参加を促す取組においては、地元企業、自治体、大学等の教育機関、商工会議所、NPOなどとの連携が欠かせません。

こうした学校外部の関係機関、関係者と連携・協働した学習活動を効果的に実施するためには、事前に指導計画を作成した上で、学校外部の方々と打合せを行い、学習活動の目標、指導の順序、事前・事後学習の方法等を共有していくことが重要です。

<参考> 学校外部の関係機関リスト

■ 山口県議会事務局

<連絡先TEL> : 083(933)4110

■ 山口県選挙管理委員会事務局・山口県明るい選挙推進協議会

<連絡先TEL> : 083(933)2320

■ 市町選挙管理委員会事務局

市町	連絡先TEL	市町	連絡先TEL
岩国市	0827(29)5240	下関市	083(231)2415
柳井市	0820(22)2111	萩市	0838(25)2912
光市	0833(72)1400	長門市	0837(23)1167
下松市	0833(45)1875	周防大島町	0820(74)1000
周南市	0834(22)8521	和木町	0827(52)2135
防府市	0835(25)2174	上関町	0820(62)0311
山口市	083(934)2877	田布施町	0820(52)5802
宇部市	0836(34)8451	平生町	0820(56)7111
山陽小野田市	0836(82)1183	阿武町	08388(2)0503
美祢市	0837(52)1114		

C 生徒の主体的な学習活動に基づいた実践的な主権者教育の推進

主権者教育を通じて、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく、高い資質をもった有権者を育成していくためには、教科・科目を中心とした学校教育の様々な場面で、

- ・ 正解が一つに定まらない問い合わせに取り組む学び
- ・ 学習したことを活用して解決策を考える学び
- ・ 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

を実践し、

- ・ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ・ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ・ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を、身に付けさせることが重要です。

こうした学習活動の際には、グループ活動やディスカッション等を通じた、生徒の主体的・協働的な学びを促すアクティブ・ラーニングの手法が有効です。

総務省と文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」（32～37ページ）では、話し合い、討論の手法等を次に示した項目で紹介していますので、参考にしてください。

- 話合いの基本
 - ① ルールは自分たちで決める
 - ② 場作り
 - ③ 事前学習
- 話合いを深める方法
 - ① ブレインストーミング※3
 - ② KJ法※4
- 話合いの形態
 - ① グループでの話し合い
 - ② 学級（学年、学校）での討論
 - (ア) パネル・ディスカッション
 - (イ) ワールドカフェ※5
- 振り返り
 - ① 内容について
 - ② 話合いについて

また、こうした話合いや討論の手法の実践が、

- ディベートで政策論争をしてみよう（38～43ページ）
- 地域課題の見つけ方（44～49ページ）

として例示されています。

さらに、主権者教育の具体的な実践として、

- 模擬選挙（1）未来の知事を選ぼう（52～57ページ）
- チャレンジ 政策討論会をしよう（58～61ページ）
- 模擬選挙（2）実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう
（62～71ページ）
- 模擬請願（72～77ページ）
- 模擬議会（78～89ページ）

についても、紹介されています。

これらの実践例については、副教材と教員用指導資料を活用することにより、そのまま実施することもできるし、さらに改良して実施することも可能です。

また、次ページ以降には、本県における主権者教育の4つの視点ごとに、授業実践例を掲載しています。これらも参考に、各学校の主権者教育のねらいや生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らした取組を進めてください。

授業実践例

ここでは、本県の主権者教育を進めるための4つの視点ごとに、合わせて10の授業実践例を示しています。公民科の授業や総合的な学習の時間等で主権者教育を実践する際の参考にしてください。

《授業実践例一覧》

主権者教育の視点	科目等	単元名	掲載ページ
知識・概念を 習得する	現代社会	現代社会が直面している諸課題	19
	現代社会	選挙制度と政治参加の方法	20
地域社会に 参加する	総合的な学習の時間	地域活性型インターンシップ ^{※6}	21
	総合的な学習の時間	山口県内の「明治日本の産業革命遺産」のPR	22
自分で考え 判断する	現代社会	雇用・労働問題	23
	政治・経済	農業・食糧問題	24
	現代社会	上げよう！山口県の投票率	25
投票に向けて 準備する	現代社会	模擬市議会：交通弱者を減らす取組	26
	総合的な学習の時間	模擬選挙：投票する候補者の決定	27
	政治・経済	模擬選挙：選挙の仕組みの理解	28

実践例①

主権者教育の視点：「知識・概念を習得する」

(科目等) 現代社会

(単元名) 現代社会が直面している諸課題

<ポイント>

- ・現代の諸課題に対する理解
- ・当事者意識の喚起

1 本時の目標

現代社会が直面している諸課題を解決するための方策を考えることを通して、これらの課題と自分との関係に気付くことができる。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 マスコミ等を通じて自分たちが把握している現代社会の諸課題を、「生命」「情報」「環境」の観点で整理する。</p> <p>《生命》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療技術の発達に伴う生命倫理の問題・ 生命操作 など <p>《情報》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 知的財産権の侵害 ・ サイバー犯罪・ プライバシーの侵害 など <p>《環境》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化 ・ オゾン層の破壊・ 森林の破壊と砂漠化 など	<ul style="list-style-type: none">○ これらの諸課題が、人類のどのような営みの結果、生まれてきたものかを整理する中で、自分との関係を考察させる。 生命… 健康、長寿、食糧増産などを図る過程で生まれた問題であることを確認する。 情報… 技術の進歩、グローバル化、経済活動の拡大の過程で生まれた問題であることを確認する。 環境… 人々の豊かな生活へのあこがれや経済活動の拡大などの過程で生まれた問題であることを確認する。○ 生命、情報、環境という観点以外からも様々な課題を挙げさせる。○ どのような問題に対しても、自分たちは何らかの関わりがあることを確認する。
<p>2 現代社会が直面している諸課題の解決策に、自分が関わることができる方法について考える。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関連する企業等に就職・ 関連する官公庁等に就職・ 関連する学術機関等に就職・ ボランティア活動に参加・ インターネット等への意思表示・ 選挙による意思表示・ 首長や議員への立候補 など	<ul style="list-style-type: none">○ 自分たちが挙げた方法により、どのようなことが可能となり、また、どのような限界があるのかを検討させる。○ クラスで挙げた方法の中で、自分にできることを選ばせる。○ 現代社会が直面している諸課題を解決するために、高校生である自分が今できることを考え、実行に移すことの大切さを強調する。<ul style="list-style-type: none">・ 正しい情報を入手する。・ 教科等の学習で理解を深める。・ 友人同士で話題にする。・ ボランティア活動に参加する。など○ 将来の主権者として、これらの諸課題の解決に関わっていくことの重要性を強調する。

実践例②

主権者教育の視点：「知識・概念を習得する」

(科目等) 現代社会

(単元名) 選挙制度と政治参加の方法

<ポイント>

- ・政治参加の意義
- ・政治に参加する方法の模索

1 本時の目標

国政選挙の投票率が低下した要因を考察することにより、日本の選挙制度の概要と政治参加の重要性を理解することができる。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
1 グラフ「国政選挙における投票率の推移」から、投票率が低下する傾向を確認し、その理由を考える。 <ul style="list-style-type: none">・衆参両議院ともに低下する投票率・投票率低下の要因 政治に関する無関心 無党派層の増加 生活に対するある程度の満足感 主権者意識の低下 など	<ul style="list-style-type: none">○ 生徒に自由に意見表明をさせる。○ 投票率が低下する要因として、主権者意識の変容がある可能性を示唆する。○ 無党派層の増加が投票率や政治全体に与える影響について考察させる。○ 一人ひとりの生徒に、今の政治を自分がどのように捉えているかを見つめさせる。
2 衆議院、参議院の選挙制度の面から投票率が低下する理由を考察する。 <ul style="list-style-type: none">・選挙区選挙と比例代表選挙・選挙区の規模 など	<ul style="list-style-type: none">○ 衆議院の投票率の低下について、「衆議院の優越」の面から考察させる。○ これまで選挙制度が変化し続けてきた理由を考察させる。
3 「投票」を国民の義務として、憲法に位置付けるべきかどうかについて話し合わせる。 《賛成》 <ul style="list-style-type: none">・国民主権の考え方からして矛盾はない。・罰則規定も付けた方がよい。 など 《反対》 <ul style="list-style-type: none">・国民の主体性こそが重要である。・「投票」以外の政治参加も大切である。 など	<ul style="list-style-type: none">○ 「投票」を国民の義務とすることの効果について考えさせる。○ 他に責任を転嫁することなく、有権者の責任において行動することの必要性を強調する。○ 「投票」行動以外の方法を考え、それらを充実させることも大切であることを強調する。
4 「投票」以外の政治参加の方法について考える。 <ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動・インターネットにおける意見表明・関連する職業への就職・自分自身の立候補 など	<ul style="list-style-type: none">○ どの方法が最も効率よく議会に意見を届くことができるかを比較し、討論させる。○ 「投票」を国民の義務として、憲法に位置付けるべきかどうかについて考察させる。○ 国政においては、選挙が数少ない政治参加の方法であることを確認する。

実践例③

主権者教育の視点：「地域社会に参加する」

(科目等) 総合的な学習の時間
(単元名) 地域活性型インターンシップ

<ポイント>
・社会の一員としての自覚
・地域の課題と自分との関わり

1 単元の目標

地域活性型インターンシップ推進事業を活用した果樹園での就業体験を通して、地域の人々と交流を深めるとともに、社会の一員としての自覚をもち、地域社会が抱える諸課題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする意欲を高める。

2 学習計画（全7時間）

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 事前準備として、地域の特色・課題に関する調べ学習や就業体験の事前学習を行う。（1時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広報誌やインターネットを活用して、グループで地域の特色や課題を考え、発表する。○ 就業体験で自分のよさをどのように發揮するかを自己目標としてまとめ、用紙に書く。	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の人口構成や増減についても調べさせる。○ 各自のよさについてグループで話し合わせ、書きことで目標を可視化させる。○ 礼や挨拶の仕方等に関する資料を配付して、社会のルールやマナーを確認し、実際にグループで練習させる。
<p>2 果樹栽培農家の講演を聴き、課題意識を高める。（1時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 講師の果樹栽培農家の方から、地域と果樹栽培の歴史、品種や栽培方法、経営上の苦労等を聞き、地域の課題を考える。	<ul style="list-style-type: none">○ 講演を聞くことにより、現在、果樹栽培農家が考えていることはどのようなことかを理解するように促す。○ 就業体験の際に質問したいことをメモさせ、イメージを高めるとともに、当日のコミュニケーションが円滑に進むよう配慮する。
<p>3 果樹園で実際の作業を体験する。（4時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2～3名ずつに分かれて各果樹園に赴き、各種作業に従事する。○ 果樹園の方に、講演の際に考えた質問を聞いてみるなど、積極的に話しかける。○ 作業上の苦労や困っていることなどを聞き、地域の課題について考える。	<ul style="list-style-type: none">○ 作業内容（収穫等）は各果樹園に相談する。○ 安全に十分注意して作業するよう指導する。○ 担当教員で分担して果樹園を巡回し、就業体験の状況を確認する。○ 巡回の際、自分のよさを發揮できる場面があるかどうか質問して、自己目標を意識化させる。
<p>4 就業体験を振り返り、地域の課題解決に向けてグループで話し合う。（1時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ どのような作業を体験したか、また、実習で感じたこと、思ったことをグループで発表する。○ 就業体験で自分のよさを發揮する場面があったか、自己目標に係る振り返りを用紙に書く。○ 就業体験を通じて考えた地域の課題と解決策をグループで話し合い、発表する。	<ul style="list-style-type: none">○ 一緒に作業してくださった果樹園の方と、どのような交流の場面があったか思い出させる。○ 自分のよさを発揮できたときの周囲の反応や自分の気持ちを振り返らせる。○ 課題解決に向けて、自分はどのように行動したいか質問する。○ 礼状の書き方を指導する。

実践例④

主権者教育の視点：「地域社会に参加する」

(科目等) 総合的な学習の時間
(単元名) 山口県内の「明治日本の産業革命遺産」のPR

<ポイント>
・地域の主権者としての意識
・自己の進路

1 単元の目標

山口県の近代化の歴史に焦点を当てた観光パンフレットの作成を通して、自分が住む地域の課題を知るとともに、地域の主権者としての視点から、自分の進路を選択することの重要性に気付くことができる。

2 学習計画（全6時間）

学習内容・活動	指導上の留意点
1 地元の商工会議所から講師を招き、自分たちが住む町に関する講話を聞くことで課題意識を高める。（1時間） <ul style="list-style-type: none">人口減少の進行各種産業の変化 など	<ul style="list-style-type: none">日常生活で経験していることと関連付けながら、講話の内容を整理させる。自分だったらどのような対策を行うかを考えながら聴講させる。
2 2015年の「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産への指定と、その影響を知る。（1時間） <ul style="list-style-type: none">県内の産業革命遺産群萩市の観光客数の変化 など	<ul style="list-style-type: none">日本の他の地域において、世界遺産への登録を契機に、観光業が活性化した地域の例を紹介する。今回の指定をきっかけとして、今後、切れ目のない観光客誘致などの対策を行うことが必要であることも示唆する。
3 「明治日本の産業革命遺産」を中心に、山口県の近代化の歴史に焦点を当てた観光パンフレットを作成する。（3時間） <ul style="list-style-type: none">製鉄、造船、石炭などの産業の近代化に関連した視点明治維新など、歴史に関連した視点街並みの変化、生活様式の変化など、社会や人々の生活に関連した視点 など	<ul style="list-style-type: none">観光パンフレットの作成を通して、山口県の歴史に対する関心を高める。可能であるならば、地域の郷土史家等を招いて話を聞くことにより、当時の社会に対するイメージを高める。現在作成されている観光パンフレット等も参考にさせる。
4 地域の将来と、自分たちができることについて考えながら、単元を振り返る。（1時間） <ul style="list-style-type: none">地元で就職、進学し、地域の活性化に直接関わる方法県外で就職、進学し、地域の活性化に間接的に関わる方法県外で就職、進学した後、将来的に地元に帰ってきて、地域の活性化に関わる方法 など	<ul style="list-style-type: none">地域の活性化のための様々な方策について話し合わせる。地域の活性化のための方策に、現在、そして将来の自分たちがどう関わることができるかを考えさせる。自分たちが、将来、地域の主権者としてその意思決定に関わっていくことの必要性を強調する。

実践例⑤

主権者教育の視点：「自分で考え判断する」

(科目等) 現代社会
(単元名) 雇用・労働問題

<ポイント>
・多面的・多角的な考察
・働くことと自己実現

1 本時の目標

日本の雇用・労働問題について、多面的・多角的に考察することを通して、将来の職業生活について考えを深める。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 企業Aが週休3日制を導入した新聞記事を読み、週休3日制を導入した理由を考える。</p> <p>○ 資料を活用して考え、ワークシートにまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 終身雇用制、年功序列型賃金体系などの日本の経営方針の変化・ 変形労働時間制、労働契約法、労働者派遣法、育児・介護休業法などの労働法制など	<p>○ 週休3日制と、労働基準法の1日8時間以内、週40時間以内という規定との違いに気付かせる。</p> <p>○ 経済の低迷により、企業が雇用調整を迫られたことや、グローバル化の進展が、労働形態の変化の背景にある可能性を指摘する。</p>
<p>2 企業の利潤を増やすことと、労働時間との関係について、グループで話し合う。</p> <p>《週休日を減らすべき》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 労働時間が長い方が、利潤が増える。・ 週休日を増やして利潤を増やすことができる業種は、限られている。 など <p>《週休日を増やすべき》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 十分休めば、効率が上がる。・ 休日に自ら学び広げた見聞が、仕事による影響を与える。 など	<p>○ 職業によって、効果的な労働形態が異なることに注意させる。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの視点も指摘する。</p> <p>○ 企業が利潤を増やすためには、様々な方法があることを示唆する。</p>
<p>3 将来の職業生活を見据え、自分にふさわしい働き方について考える。</p> <p>○ 自分の理想のライフプランを実現する上で、どのような労働形態が望ましいのかを考え、ワークシートにまとめる。</p>	<p>○ 労働と納税によって、人々が社会全体を支えていることを強調する。</p> <p>○ 労働形態が多様化した社会においては、個人の責任がこれまで以上に必要になることを指摘する。</p> <p>○ 自分にふさわしい働き方をすることもまた、「主権者」として大切であることを確認させる。</p>

実践例⑥

主権者教育の視点：「自分で考え判断する」

(科目等) 政治・経済

(単元名) 農業・食糧問題

<ポイント>

- 論理的思考力
- 現代の課題と自己との関わり

1 本時の目標

日本の農業における生産、流通、貿易の自由化の問題を中心に、農業・食糧問題について考察することを通して、論理的に思考する能力を身に付ける。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 日本の農業政策の変遷と、その課題を考察する。</p> <ul style="list-style-type: none">日本の農業政策の変遷食糧自給率の低下今後、激化が予想される海外の農産物との競争 など	<ul style="list-style-type: none">農業政策に影響を与えた事象を確認させる。<ul style="list-style-type: none">工業立国、貿易立国をめざした政策平和の維持を前提とした国際分業の進展農業基本法による様々な改革の進行
<p>2 輸入農作物に課す関税を撤廃することに対して、自分の立場を明確にして討論する。</p> <p>《撤廃すべき》</p> <ul style="list-style-type: none">消費者の選択肢が拡大することによる安価な農産物の確保競争による淘汰（とうた）と経営の強化将来にわたる健全な産業の育成 など <p>《撤廃すべきでない》</p> <ul style="list-style-type: none">日本の農業の特性農業という産業の特性段階を踏んで検討する必要 など	<ul style="list-style-type: none">教員は自分の見解を示すことなく、生徒に自由に考えさせ、発表させる。意見の表明に際しては、根拠を明確にさせ、その根拠をめぐって話し合いを深めさせる。<ul style="list-style-type: none">国による保護の是非海外へ日本の農産物を売り込むことの是非農業（農産物）を市場経済に巻き込むことの是非生産者、国・地方公共団体、消費者それぞれの立場に立って考察させる。
<p>3 食糧の安定供給に関わる責任の主体と自分との関係について考える。</p> <ul style="list-style-type: none">生産者（国内、海外）の責任国、地方公共団体の責任消費者の責任 など	<ul style="list-style-type: none">それぞれの主体の責任を、自分の言葉を使って説明させる。それぞれの主体と自分との関係を語らせる。<ul style="list-style-type: none">国、地方公共団体…事業を通して生産者…生産行動を通して消費者…消費行動を通して消費行動以外に自分との関わりを見出すことが、主権者としての消費者の責任であることを示唆する。

実践例⑦

主権者教育の視点：「自分で考え判断する」

(科目等) 現代社会
(単元名) 上げよう！山口県の投票率

<ポイント>
・協働的に追究し解決する力
・主権者としての自覚

1 本時の目標

選挙における投票率が低下してきた推移を確認し、投票率を向上させる具体的な方策を考えることを通して、主権者としての意識を高める。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 山口県と全国における戦後の国政選挙の投票率の推移を比較し、投票率が低下している理由を考える。</p> <ul style="list-style-type: none">投票率は山口県の方が高い傾向はあるが、その低下傾向に歯止めがかからない現実	<ul style="list-style-type: none">日本全体の傾向と比べて、山口県の投票率が比較的高い要因について考えさせる。1998年に投票時間が2時間延長され、午後8時までになったにもかかわらず投票率が改善されない要因について考えさせる。
<p>2 投票率を上げるために具体的な改善策を考え、話し合いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">アイドルを使うなど、選挙管理委員会による効果的なコマーシャル等国民同士の話し合いインターネットを活用した投票ショッピングモールや映画館などへの投票所の設置世代間の交流の活発化 など	<ul style="list-style-type: none">生徒が自由に意見を表明できるような雰囲気づくりに心掛ける。話し合いが行き詰まってきたら、それぞれの立場ごとに改善すべきことを提案させる。 《有権者として》 《選挙管理委員会などの行政として》 《学校や教育委員会として》 《国、県、市町村の議員として》 《政党として》 《家庭（保護者）として》 《将来選挙権をもつことになる者として》 《政治に期待する者として》
<p>3 有権者でありながら、投票を棄権する大人に、投票するよう説得する文書を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none">投票率が低いと、特定の人々の政治的影響力が大きくなる。投票率の高い世代の方が、政策的に優遇される可能性がある。次世代に対する大人としての責任がある。など	<ul style="list-style-type: none">日本国憲法が、その前文に「国民主権」をうたっていることの意味について考えさせる。内発的動機付けの重要性に気付かせる。投票を棄権し続けることが、日本の民主主義に与える影響について考察させる。有権者となったときの自分自身の責任について考えさせる。

実践例⑧

主権者教育の視点：「投票に向けて準備する」

(科目等) 現代社会

(単元名) 模擬市議会：交通弱者を減らす取組

<ポイント>

- ・模擬市議会
- ・多様な意見の調整

1 本時の目標

コミュニティバスの導入をめぐる模擬市議会の準備における話し合いを通して、地域の課題の解決に取り組む様々な人々の想いや願いを調整することの大切さに気付くことができる。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 模擬市議会でコミュニティバス導入について議論する際に登場させるべき立場の人々と、その発言内容について考える。</p> <p>《導入を推進しようとする執行部》</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢化、過疎化が進行する自治体の現状と高齢者の要望が根拠・単なる交通手段の提供だけではなく、防犯や見守りの手段としても期待など <p>《福祉を重視する議員》</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の実情や住民の要望から賛成など <p>《財政再建を重視する議員》</p> <ul style="list-style-type: none">・歳出削減のため、住民同士の助け合いによる解決策を模索など <p>《住民代表》</p> <ul style="list-style-type: none">・昼間には高齢者しかいない実情など <p>《その他、生徒の柔軟な発想で提案する関係者》</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 現実には、法律や条例による様々な規制についても検討する必要があるが、ここではできるだけ自由に発言させる。○ 実効性のある独創的な提案も期待するが、日常生活で見過ごしがちな地域の発見に、重点をおく。○ 身近な地域の話題が多く登場するので、個人情報には可能な限り配慮させる。○ 政治的中立性を確保するため、模擬市議会の対立はイデオロギーではなく、財政再建をめぐる路線の違いとする。○ 教員は、生徒の意見の中からキーワードを見つけ板書する。「現代日本の特色（高齢化、モータリゼーションなど）」と「地域に特有の課題」に注目して取り上げる。○ 費用に対する効果を高めるためのアイディアを自由に表出させる。<ul style="list-style-type: none">・可能な限り利用者の都合が反映された運行時間など○ 利害関係がある者だけでなく、全ての住民のアイディアと合意形成が課題解決を早めることを強調する。○ 現実には、法律や条例による様々な規制があるが、住民の建設的かつ主体的な提案を行ったによって、よりよい方向に変えていった事例を紹介する。
<p>2 浮かび上がったテーマに対して、自由に意見交換を行いながら、本時の学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ルートから離れた地域の住民に対するサービス・交通弱者という概念・地方公共団体の役割・自治会を核とした住民同士の役割・自治体の枠を越えた協力体制の整備など	

実践例⑨

主権者教育の視点：「投票に向けて準備する」

(科目等) 総合的な学習の時間
(単元名) 模擬選挙：投票する候補者の決定

<ポイント>
・模擬選挙
・政治的課題の論点の理解

1 本時の目標

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、選挙で投票する候補者を決定する際の基準を自ら考えることを通して、現実の政治的課題の論点を理解する。

2 学習計画

学習内容・活動	指導上の留意点
1 候補者を決定するための基準を考える。 <ul style="list-style-type: none">自分の価値観に近いかどうか政策の実効性が期待できるかどうか自分が支持している政党に所属しているかどうか人柄が評価できるかどうか など	<ul style="list-style-type: none">模擬選挙の学習の中で、最も重要な時間であることを説明する。教員は、自分の見解を述べることは避け、生徒に自由に考えさせる。それぞれの基準に対して、自分が思っている内容を自由に語らせる。
2 告示から投票する候補者を決定するまでにすべきことを考える。 <ul style="list-style-type: none">選挙公報を読む。演説会に参加する。新聞記事を参考にする。信頼できる知人に意見を聞く。 など	<ul style="list-style-type: none">告示日の前から、新聞記事等から多様な情報を収集しておくことの必要性を強調する。日頃から、主張の異なる新聞を複数読むことが、望ましいことの一つであることを確認する。
3 公約を、どのように評価するかを考える。 《自分を軸に》 <ul style="list-style-type: none">現時点での自分との関わりから自分が住んでいる地域社会との関わりから現時点だけではなく、将来を見通しての関わりから など 《多様な意見を参考に》 <ul style="list-style-type: none">家族や友人と話し合う。信頼できる知人と話し合う。より専門的な知識をもっている人の考え方を聞く。 など	<ul style="list-style-type: none">あくまでも理想を前提として考えるよう促す。候補者が政党に所属している場合は、その綱領からその主張を理解する必要があることを確認する。「人」で選ぶべきか、あるいは「政策」で選ぶべきかについて考えさせる。
4 本時の学習を振り返りながら、自分なりの基準をまとめる。	<ul style="list-style-type: none">政策は内容だけでなく、財源の確保が重要であることにも言及する。

実践例⑩

主権者教育の視点：「投票に向けて準備する」

(科目等) 政治・経済

(単元名) 模擬選挙：選挙の仕組みの理解

<ポイント>

- ・模擬選挙
- ・選挙の仕組みの理解

1 単元の目標

選挙管理委員会、保護者、卒業生の協力を得て、身近な地域社会の課題を争点とする模擬選挙を実施し、選挙の仕組みや流れを理解する。

2 学習計画（全3時間）

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>1 地域の課題から、模擬選挙の争点を決定する。（1時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 行政広報誌、新聞、インターネット等を活用して、地域の課題に関する資料を収集する。○ 資料をもとにグループで協議し、模擬選挙の争点にふさわしい地域の課題を選ぶ。○ グループごとに発表した後、話し合いで模擬選挙の争点とする地域の課題を2件選ぶ。	<ul style="list-style-type: none">○ 多様な意見に触れるため、なるべく多くの資料を収集するよう指示する。○ 地域の課題について多面的・多角的に考察させる。○ グループごとに発表させる際には、なぜその課題が模擬選挙の争点としてふさわしいのか、根拠を明らかにするよう指示する。○ 模擬選挙の争点を決定する際には、政治的中立性にも配慮する。
<p>2 合同個人演説会を聞き、模擬選挙の争点を理解する。（1時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 選挙の仕組みと流れについて説明を聞く。○ 2件の課題に対する各候補者の政策についての演説を聞く。○ 候補者と生徒との質疑応答を行う。○ 候補者と保護者との質疑応答を行う。	<ul style="list-style-type: none">○ 選挙制度の説明は、選挙管理委員会に依頼する。○ 卒業生の大学生5名に候補者役を依頼する。○ 保護者に参加を呼びかけ、参加した保護者には、地域住民の立場から、候補者への質問をしてもらう。
<p>3 投票及び開票を行う。（1時間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 投票方法に関する説明を聞く。○ 投票を行う。○ 選挙管理委員会の指示により、生徒も協力して開票作業を行う。○ 開票結果を確認する。	<ul style="list-style-type: none">○ 投票及び開票方法の説明は選挙管理委員会に依頼する。○ 選挙管理委員会に投票箱等の機材を借りて、実施する。○ 投票立会人その他の役員は、参加した保護者に依頼する。

第3章 主権者教育を進める上での留意点 ～主権者教育を「公正に」推進するために～

主権者教育に当たっては、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下、「有権者」という。）として自らの判断で権利行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。

他方で、教育基本法第14条第2項に、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」とあるように、学校は、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから、法令に基づく制限などがあることに留意する必要があります。

ここでは、総務省と文部科学省が作成した主権者教育の副教材「私たちが拓く日本の未来」の教員用指導資料、文部科学省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」及び関係法令等の内容を踏まえ、現実の具体的な政治的事象の取扱いや政治的中立性の確保など、主権者教育を進める上での留意点についてまとめています。

1

主権者教育に関する指導上の留意点等

主権者教育に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うことが大切です。その際、次の点に配慮して、校長を中心に、学校として組織的に取り組むことが求められます。

（1）主権者教育を進める上での基本的な留意点

- 政治的な教養を育むために行われる指導は、特定の党派教育を行うことを目的とするものではなく、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民

としての資質を養うための指導であることに留意する必要があります。

ここが POINT !

政治的な教養を育むために行われる指導は、特定の党派教育を行うことを目的とするものではなく、公民としての資質を養うための指導であること

- 現実の具体的な政治的事象を取り扱う場合には、教員が様々な見解を提示し、生徒に考えさせることが求められることから、生徒の話合いが一つの観点についてのみ終始し議論が広がらない場合などに、教員が他の見解を提示すること、また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを提示することも考えられます。

しかしながら、教員の言動が生徒に与える影響は極めて大きいことから、教員は個人的な主義主張を述べることを避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導することが重要です。

ここが POINT !

現実の具体的な政治的事象を取り扱う場合には、個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること

- 選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることは禁止されていることから、特定の候補者や政党に対する投票行為を促す又は妨げることのないよう特に留意する必要があります。

ここが POINT !

選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、特定の候補者や政党に対する投票行為を促す又は妨げることのないよう特に留意すること

(2) 現実の具体的な政治的事象等の取扱いに係る留意点

- 現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多く、また、地域の課題などについては保護者も含め生徒の周囲の者が、現実の利害の関連等をもつ場合があるなど、国民の中に種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難です。

加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものであることから、自分の意見をもちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが大切です。

ここがPOINT!

現実の具体的な政治的事象を取り扱う場合は、一つの結論を出すことより、結論に至る議論の過程が重要であることを生徒に理解させること

- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が広がりかつ深まるよう様々な見解を提示することなどが重要です。その際、特定の事柄を強調しそぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方へ偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意する必要があります。

ここがPOINT!

特定の見方や考え方へ偏ることなく、様々な見解を提示すること

(3) 新聞等、補助教材に係る留意点

- 新聞など様々な資料を活用する場合には、客観的かつ公正な指導資料に基づき指導するように留意する必要があります。教員が授業に当たって使用する補助教材(いわゆる副教材)については、「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)」(文部科学省 平成27年3月)を参照してください。

ここがPOINT!

客観的かつ公正な指導資料に基づき指導すること

- 新聞等はそれぞれの編集方針に基づき記事を記述していることから、現実の具体的な政治的事象を取り扱う際に副教材として使用する場合には、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが必要です。

ここが POINT !

新聞等を副教材として使用する場合は、新聞一紙のみを使用するのではなく、複数の新聞等を使用し、多様な見解を紹介すること

(4) その他、関連事項

- 選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会活動の広報などを進めている議会事務局などと連携することによって、学校側の負担を軽減するとともに充実した教育活動を行うなど、校長を中心に関係機関と連携することも重要です。
- 取り扱う政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいることも想定されることから、学校で取り組む実践的活動については、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開することによって、学校の活動を正確に理解してもらうよう配慮したりすることも有効です。
- 保護者や地域の人々の協力を得て実践的な教育活動に取り組む場合には、その趣旨を、生徒や保護者、地域の人々に十分に説明することが求められます。

ここが POINT !

外部団体との連携を図るとともに、学校で取り組む実践的活動については、必要に応じて、保護者や地域の人々に周知、公開すること

指導上の政治的中立性の確保に関する留意点

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも政治的教養の教育が行われてきたところですが、他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意する必要があります。

さらに、教員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項に基づき、その地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、学校の内外を問わず、その地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また、不用意に地位を利用した結果とならないようにしなければなりません。

これらのことから、指導上の政治的中立性の確保等については、関係法令の趣旨等を踏まえ、適切に対応する必要があります。

ここがPOINT！

指導上の政治的中立性の確保等については、関係法令の趣旨等を踏まえ、適切に対応すること

総務省と文部科学省が作成した主権者教育の副教材「私たちが拓く日本の未来」の教員用指導資料では、「学校における政治的中立性の確保」及び「教育公務員の政治的行為の制限」について、それぞれ次のように解説されています。

（1）学校における政治的中立性の確保

- 教育基本法（平成18年法律第120号）
(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

【規定の趣旨】

教育基本法第14条は、第1項において国家・社会の諸問題の解決に国民一人ひとりが主体的に参画していくことがますます求められる中、とりわけ民主主義社会においては政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定している。一方で、第2項は、「公の性質」を有する学校においては、その政治的中立性を確保するため、教育内容に一党一派の政治的な主義・主張がもち込まれたり、学校が政治的活動の舞台となるようなことは厳に避けなくてはならないことから、学校教育における党派的政治教育の禁止を規定するものである。

【第十四条第1項用語解説】

(1) 「公民」

日本国憲法は、主権が国民に存することを宣言し、国政の権力は国民の代表者がこれを行使することを明らかにしており、この基礎の上に眞の民主主義政治の実現を図るためにには、国民一人ひとりの政治的教養と徳性の向上が必要である。

「公民」とは、最も広い意味においては、「社会団体の一員として、積極的に社会を形成していく場合の国民」ということができるが、本条にいう「公民」とは、人が社会を形成していく関係に、政治的、経済的及び社会的生活の3つがあるうち、政治的な観点から捉える場合の国民を指すものと解されている。

(2) 「政治的教養」

この政治的教養とは、①民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、②現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力、③民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などであり、単に、知識として身に付けるにとどまるものではないと解されている。

今後、国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わっていく意識や態度を涵養することが重要であるが、その際、良識ある公民として必要となる基礎的かつ不可欠なものとして政治的教養を養うことが必要である。

(3) 「教育上尊重されなければならない」

教育を行うに当たって、政治的教養が適切に養われるよう努めるべき旨を示すものである。

第2項においていわゆる党派的政治教育を禁止する一方で、国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わっていくため、それらの形成者として必要な政治的教養を養うことが重要であり、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場において養われ

ることが望まれる。また、教育行政の面からいえば、そのような条件を整えていくことが必要である。

【第十四条第2項用語解説】

(1) 「法律に定める学校」

学校教育法第1条に定める学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する「幼保連携型認定こども園」を指し、国立、公立、私立であるかを問わない。

※ 学校教育法第1条に定める学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（平成28年4月1日以降）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校である。

(2) 「政党」

政治的な目的を有し、その目的達成のために政治的な活動をする結社または政治団体をいう。

なお、政治資金規正法では、この意味における政党を「政治団体」とし、そのうち当該政治団体に所属する国会議員を5人以上有するもの等の要件を満たすものを同法上の「政党」と定めているが、本条における「政党」については、学校が政治的に中立であるべきこと等に鑑み、一般的な意味での「政党」として広く解することが適当である。

(3) 「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」

直接・間接を問わず、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、すなわち党派的政治教育をいう。したがって、学校教育において、ある政党の政策や主張を支持ないし反対するよう教育を行う場合などは本項により禁止される。

なお、教員が政治的教養に関する教育を行う場合、党派的な主張や政策に触れることはあり得ることであり、各政党の政策等を批評することが直ちに本項に抵触するものではないが、その場合には、他の考え方や見方を紹介したり、異なる見解を示した複数の資料を使用したりするとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意しなければならない。

(4) 「政治的活動」

「政治的活動」とは、その行為の目的が政治的意義をもち、その効果が政治に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような行為をいい、特定の政党との関係の有無にかかわらない。

(2) 教育公務員の政治的行為の制限

○ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（政治的行為の制限）

第百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求める、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2・3 (略)

【規定の趣旨】

- (1) 公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務すべき職責があり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要がある。そのため、国家公務員については国家公務員法において、地方公務員については地方公務員法において、それぞれ政治的行為の制限が規定されている。
- (2) 教育公務員については、まず、教育基本法第14条第2項等における教育の政治的中立性の原則（教育基本法関連部分の解説参照）に基づき、特定の政党の支持または反対のための教育や政治的活動をすることが禁止されている。教育基本法第14条は、学校教育における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政治的中立を確保しようとするものであるが、それを具体化するものの一つとして、教育公務員特例法（以下、「教特法」という。）第18条第1項は、教育公務員の政治的行為の制限は、国家公務員の例によるとしている。これは、地方公務員ではあるものの、教育を通じて国民全体に奉仕するという教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑み、その政治的行為の制限は、国家公務員と同等

とすることとしたものである。政治的行為の制限について、地方公務員法と教育公務員法を比較すると、地方公務員の場合は地域を限定して制限されるのに対し、教育公務員の場合は全国的に制限されることとなる。また、制限される行為についても、地方公務員に比べ、教育公務員の場合は、国家公務員法第102条及び人事院規則で定められた政治的行為が制限されることとなり、制限の内容が厳しくなっている。

(3) 上記の趣旨に関しては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙、統一地方選挙に際し、文部科学省から各都道府県、指定都市の教育委員会に対し、教職員等の選挙運動の禁止等について通知されており、教職員においては、関係法令を遵守して教育活動に当たることが求められている。

【用語解説】

「教育公務員」

教特法第2条において、「教育公務員」とは、地方公務員のうち、公立学校（学校教育法第1条に規定する学校等であって、地方公共団体が設置するもの）の校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務者及び再任用の短時間勤務者）等とされている。政治的行為の制限については、地方公務員の身分上の義務であるため、職員としての身分を有する在籍専従者や休職中の職員についても適用されることに注意が必要である。なお、臨時的任用の教諭、講師等は「教育公務員」に含まれるが、非常勤職員は含まれない。

※ 上記以外の関係法令の抜粋及び解説については、次の資料を参照してください。

「私たちが拓く日本の未来（活用のための指導資料）」（総務省、文部科学省）

72～80ページ

第4章 高等学校等の生徒による政治的活動等の取扱い

文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成27年10月29日付け27文科初第933号）では、選挙運動、政治的活動及び投票運動について、次のように定義しており、本章でも、同様に取り扱うこととします。

- 「**選挙運動**」…特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。
- 「**政治的活動**」…特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。
- 「**投票運動**」…特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

改正後の公職選挙法において、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことが認められました。

一方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどを鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと考えられます。

こうしたことを踏まえ、文部科学省は、高等学校等の生徒による政治的活動等について、以下のとおり留意すべき点を示しています。

1 学校の教育活動内における生徒の選挙運動や政治的活動

教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要です。

2 放課後や休日等に学校の構内で行う生徒の選挙運動や政治的活動

放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。

3 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意する必要があります。

- ① 違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。
- ② 生徒が政治的活動等に熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間ににおける政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行う必要があります。
- ③ 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものですが、その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望されます。

4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意する必要があります。

5 その他

公職選挙法の改正により、満18歳以上の生徒が選挙運動ができるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなります。生徒が選挙運動を行う際、公職選挙法等の法令に違反することがないよう、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能になることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて生徒に周知する必要があります。

また、地方自治法等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行う必要があります。

Q & A

ここでは、県内の高等学校等から寄せられた、主権者教育の進め方や生徒による政治的活動等の取扱いに関する疑問について、Q & A形式で回答しています。

なお、今後、高等学校等から新たに疑問が寄せられた場合には、Q & Aの項目を追加していく予定です。

主権者教育の進め方に関するQ & A

※ 主権者教育の進め方に関するQ & Aについては、「私たちが拓く日本の未来（活用のための指導資料）」（総務省、文部科学省）の85～93ページにも記載されていますので、参照してください。

Q1 授業で新聞記事を用いて政治的事象を取り扱う場合、政治的中立性を確保するためには、何紙程度の記事を使用すればよいですか（特に対立見解がある場合）。

A 授業において、対立する見解がある現実の具体的な政治的事象を取り扱う場合、新聞記事を活用することは、指導方法として考えられることです。

その際には、「学校における補助教材の適切な取扱いについて（通知）」（文部科学省 平成27年3月）にあるように、「多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方へ偏った取扱いとならないこと」に留意が必要です。

また、新聞等はそれぞれの編集方針に基づき記事を記述していることから、副教材として使用する場合には、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが必要です。

したがって、何紙程度の新聞を使用するかが問題なのではなく、多様な見解を生徒に紹介できているかが重要になります。

なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q2

特定の政党、新聞記事の見解を分析して紹介してもよいですか。

A 現実の具体的な政治的事象に対する種々の見解を取り上げる際に、現実に存在する政党の主張や政策等を解説することや、新聞記事の見解を分析して紹介することは、指導方法として考えられることです。

その際には、教員は一つの政党や見解についてのみ取り上げるということは避け、複数の政党の主張や、新聞記事の見解を並列して紹介するなど、偏った取扱いにならないよう留意が必要です。

Q3

授業で政治的話題となり、生徒から個人としての見解を質問された場合はどのように対応したらよいですか。

A 対立する見解がある現実の具体的な政治的事象を取り扱う場合に、教員は生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。

その際に、教員が多様な見解の中の一つを提示する場合は、教員の個人的な主義主張を避けて公正かつ中立な立場で指導するよう留意することが必要です。

具体的には、

- ・ 教員が一つの見解を示す場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにすること
- ・ 教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させること
- ・ 見解が特定の見方や偏った取扱いにならないようにすること
- ・ 見解を押しつけることとならないようにすること

などに注意する必要があります。

また、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことから、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問があった場合でも、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては避けることが必要です。

なお、選挙運動期間中に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることのないよう特に留意することが必要です。

Q4

学校で既に実施しているディベート活動などは、必ず、副教材に沿って指導しなければならないのですか。

A ディベートは、生徒が自ら資料を調べ、論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行うものであり、様々な教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動などに活用できる学習方法です。

このため、これまで各学校において様々な実践事例があり、主権者教育の一環として取り入れている学校もあると思われます。

副教材で示されているディベート等の実践事例や手法は、あくまでも例であり、必ず副教材に沿って実践しなければならないというものではありません。

主権者教育のねらいや年間の指導計画、生徒の実態等に応じて、各学校で副教材を参考にしながら、創意工夫をしていくことが望まれます。

Q5

従来から実施している生徒会やHR役員選出のための投票も主権者教育になりますか。

A 生徒会やHR役員選出のための投票は、例えば実際の選挙に合わせた模擬選挙などと同様に、生徒が有権者となった際の実際の投票行動を促す取組として、主権者教育の有効な手法の一つといえます。

実際の指導に当たっては、公正な選挙の在り方や選挙の意義などの理解、自ら考え判断し、行動する力の育成など、活動のねらいを明確にして実施することが重要です。

また、選挙管理委員会と連携して、実際の選挙と同様のルールで、本物の投票箱を使用して実施するなどの工夫も考えられます。

<参考> 「私たちが拓く日本の未来（活用のための指導資料）」（総務省、文部科学省）
に掲載されているQ & Aの質問一覧

- Q 1 政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。
- Q 2 政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。
- Q 3 授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか。
- Q 4 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。
- Q 5 政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいでしょうか。
- Q 6 政治的教養を育む教育を行う際に、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。
- Q 7 授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき事項はあるでしょうか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方的に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいでしょうか。
- Q 8 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。
- Q 9 政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留意したらよいでしょうか。
- Q 10 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいでしょうか。
- Q 11 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

Q12 住民投票が行われることになっている問題について、授業で事前に模擬投票させることについてどのように考えたらよいでしょうか。

Q13 我が校には外国籍の生徒がいますが、政治的教養を育む教育を進める上で留意点はあるのでしょうか。

Q14 投票日当日やその前後に満18歳の誕生日を迎える生徒の年齢計算はどのように行われるのでしょうか。また、選挙運動を行うことができるのはいつからでしょうか。

生徒による政治的活動等の取扱いに関するQ & A

※ 生徒による政治的活動等の取扱いに関するQ & Aについては、「私たちが拓く日本の未来」（総務省、文部科学省）の90～100ページにも記載されていますので、参照してください。

Q6

1か月前に他県から転居してきた生徒も、18歳以上であれば、現在の県で投票できるのですか。

A 選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、満18歳以上の日本国民で、その市区町村において住民票が作成された日又は転入届を行った日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることが必要となります。

したがって、1か月前に他県から転居してきたのであれば、選挙人名簿に登録されていないため、満18歳以上であっても現在の県で投票することはできません。

Q7

17歳の生徒から「選挙についての演説を聞きに行ってもよいのですか。」と質問されました。どのようなことに注意して答えればよいのですか。

A 選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすること」と解されています。また、満18歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

したがって、単に演説を聞きに行くだけであれば、それは選挙運動になるとは考えられませんが、例えば演説を聞いた後、候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配る手伝いをする、自分のウェブサイトで候補者への投票を呼びかけるなどの行為は、満18歳未満の者が行うことはできませんので注意が必要です。

Q8

1 18歳の生徒から「来週の選挙で誰（どの政党）に投票するつもりか、学校内で表明してもよいのですか。」と質問されました。どのようなことに注意して答えればよいのですか。

A どの候補者に投票するかを表明することや、誰かに相談すること自体、直ちに禁止されるわけではありません。

ただし、どの候補者に投票するかを表明することが、「その候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」につながる場合には、選挙運動と見なされることも考えられます。

学校内で選挙運動や政治的活動を行うことについては、他の生徒の日常の学習活動等への支障や学校の政治的中立性の確保等の観点から制限又は禁止する必要があります。

＜参考＞ 「私たちが拓く日本の未来」（総務省、文部科学省）に掲載されているQ & A の質問一覧

【投票】

Q 1 投票は満18歳からできると聞きました。いつまでに誕生日を迎えていれば、投票はできるのですか。

Q 2 どの候補に投票するか、友達や親と相談してもいいのですか。

Q 3 投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票には行けません。どうすればいいですか。

Q 4 私はけがをして入院しており、体を動かすことができません。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

Q 5 選挙期間中、私は部活動の遠征や大会への出場のため、長期間地元を離れています。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

Q 6 部活動の帰りに投票しようと考えていますが、持ち込んでいけないものなどありますか。

Q7 家に届いた投票所入場（整理）券（バーコードのある用紙）を紛失しました。投票所で事情を話せば投票できますか。

Q8 衆議院議員総選挙の投票所では、最高裁判所の裁判官の氏名が書かれた投票用紙のようなものが渡されるそうですが、これも選挙なのですか。

【選挙運動と政治活動（総論）】

Q9 そもそも選挙運動とは何ですか。また、できることと、できないことは何ですか。

Q10 選挙運動と政治活動は同じものですか。選挙運動や政治活動について、高校生として注意すべきことは何ですか。

【選挙運動】

Q11 私は選挙運動期間中は17歳のままであるが、同じ高校3年生で18歳の友達は、選挙運動ができると聞きました。17歳は選挙運動ができないというのは本当でしょうか。

Q12 私は投票日当日には18歳になっていますが、今はまだ17歳です。次の選挙に立候補する〇〇候補のために今から活動がしたいと思っていますが、どんなことに注意する必要があるのでしょうか。

Q13 今日、総理大臣が「衆議院を解散する」と発言しました。私は18歳なので、今日から衆議院議員総選挙の準備として〇〇党のビラを配ったり、インターネット上で立候補予定者への投票を呼びかけたりといった選挙運動をしていいですか。

Q14 選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

Q15 私は18歳です。今回の選挙で誰に投票しようかと、インターネットで候補者のホームページを調べてみたところ、〇〇さんの政策に最も共感しました。〇〇さんは、誠実で良さそうな人なので、SNSで〇〇さんのメッセージを広めようと思いました。こうしたインターネットを使った活動はできるのでしょうか。また、こうしたインターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。

Q16 私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやってあげるから」と言われ、「その代わり、次の選挙では○○さん（○○党）に投票してね」と言われました。このようなことは許されるですか。

【政治活動】

Q17 ○○党のために活動をしているという人から、同級生（同じ部活動に属する部員）の連絡先一覧を渡すように言されました。渡してしまってよいものでしょうか。

Q18 同級生から○○党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか。

【その他】

Q19 若者の投票率が低いので、生徒会で選挙に関心をもってもらうための啓発活動を校内で実施しようと思います。注意する点を教えてください。

Q20 学校で実際の選挙と合わせて模擬選挙をする場合には、その結果を公表する際に注意が必要だと聞きましたが、どんな点に注意する必要があるのでしょうか。

Q21 公職選挙法違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか。

用語解説

○ 政治的有効性感覚^{*1} (1ページ)

一般的には、「自分自身が、政治的な事柄について理解できており、かつ自分の行動が政治過程に影響を与えることができるという感覚」とされています。

○ 常時啓発事業^{*2} (6ページ)

選挙時だけでなく、常日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくための事業です。公職選挙法第6条は、総務大臣及び選挙管理委員会は「選挙が公明かつ適正に行われるよう常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならない」と規定し、「常時啓発」を国及び選挙管理委員会の責務としています。

○ ブレインストーミング^{*3} (16ページ)

話し合いを深めるための手法の一つで、ブレイン(脳)で問題にストーム(殺到する)という意味合いで。だいたい10人以下のグループで行い、特定のテーマをめぐって既成概念にとらわれずに自由に意見を出し合い、問題を創造的に解決するための発想法です。(進め方等の詳細については、総務省と文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」の33~34ページを参照してください。)

○ KJ法^{*4} (16ページ)

話し合いを深めるための手法の一つで、学習者が様々な知識や経験から発想した断片的なアイディアや意見を付箋紙に書き出し、それを整理・統合して、創造的なアイディアを生み出し、問題の解決の糸口を探っていく方法です。(進め方等の詳細については、総務省と文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」の34ページを参照してください。)

○ ワールドカフェ^{※5}（16ページ）

話し合いの形態の一つで、カフェのような気の張らない場所で、自由な会話を楽しむような雰囲気で、少人数による会話を、メンバーを入れ替えて何度も行うことにより、疑似的に参加者全員と話し合っているような効果を得ようとする手法です。（進め方等の詳細については、総務省と文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」の36ページを参照してください。）

○ 地域活性型インターンシップ^{※6}（18ページ）

山口県教育委員会が、普通科高校を対象に実施しているインターンシップ事業です。学校が地域の企業・事業所や大学・研究機関等と連携して、地域の課題解決に向けて継続的に共同研究や共同開発を行うことにより、地域の活性化に貢献するとともに、幅広く職業観を養い、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力の育成を目的としたインターンシップの一つです。



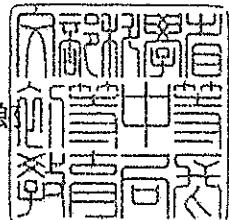
27文科初第933号

平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎



(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等 の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまで平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心とした学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しそすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要となる知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をするということをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動ができるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関するこ

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関するこ

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関するこ

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)



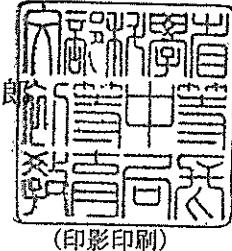
26文科初第1257号

平成27年3月4日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

小松親次



学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

学校における補助教材については、昭和49年9月3日文初小第404号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれでは、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いします。

記

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方偏った取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

本件担当：

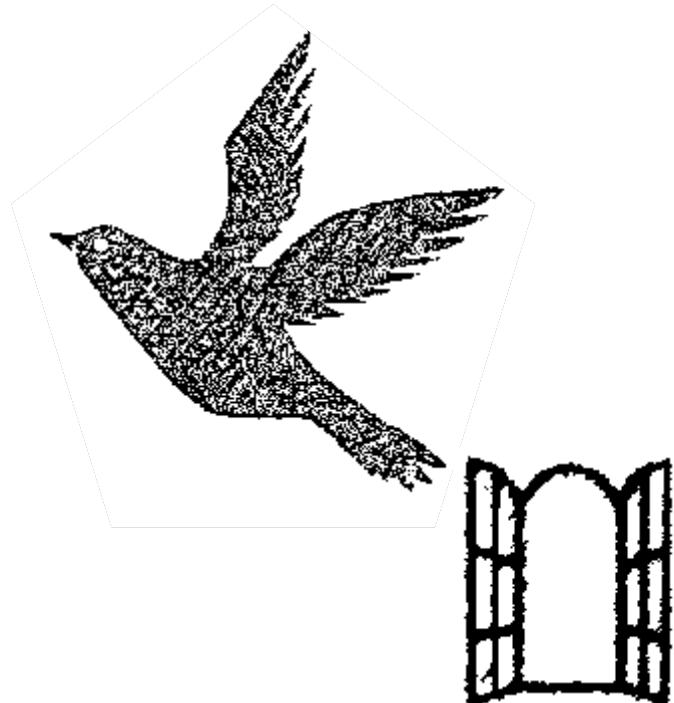
文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

TEL：03-5253-4111

(内線：2565)

FAX：03-6734-3734



『高等学校等における主権者教育の推進に向けて』
平成 27 年 12 月 山口県教育委員会

政治的教養を育む教育に関すること
生徒の政治的活動等に関するこ
教員の政治的中立性に関するこ

高校教育課 TEL:083-933-4627 FAX:083-933-4619
学校安全・体育課 TEL:083-933-4680 FAX:083-922-8737
教職員課 TEL:083-933-4555 FAX:083-933-4559